

1	審議会名	令和7年度第3回安曇野市介護保険等運営協議会
2	日 時	令和7年11月6日(木) 午後1時から午後1時45分まで
3	会 場	本庁舎3階 全員協議会室
4	出席者	山崎さとみ委員、中村守良委員、笠原健市委員、内川恵委員、中島美智子委員、高橋喜博委員、丸山眞一委員、小澤悠維委員、荒川あゆみ委員、高橋君江委員、山本雅枝委員、三浦友和委員、三澤保雄委員(欠席委員：高橋香代子委員、西村康正委員、池田陽子委員)
5	市側出席者	甕福祉部長、中澤高齢者介護課長、内川高齢者介護課長補佐、市川包括支援担当係長、瀨高齢者介護課長補佐、塩原介護保険担当係長、望月認定調査係長、岩原包括支援担当係長、西牧中部地域包括支援センター職員、山田北部地域包括支援センター職員、山岸南部地域包括支援センター職員、太平主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴者	0人
8	会議概要作成年月日	令和7年11月6日
協 議 事 項 等		
I 会議の概要		
1	開会	(中澤課長)
2	あいさつ	介護保険等運営協議会会長あいさつ(中島会長) 福祉部長あいさつ(甕部長)
3	会議事項	(1) 令和6年度介護保険事業の実施状況報告について(資料1～3) (2) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定(追加)等について(資料4) (3) 第10期安曇野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について(資料5)
4	その他	(報告等)(資料6)
5	閉会	(笠原副会長)
II 審議概要		
3	会議事項	(1) 介護保険事業の実施状況報告について 事務局が資料1、2、3、当日資料1-1、2、3を説明。 質疑なし
		(2) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定(追加)等について 事務局が資料4を説明。 意見：居宅介護支援事業所によって対応にバラつきが見られるので、しっかりと確認をお願いしたい。 他に質疑なし
		(3) 第10期安曇野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について 事務局が資料5を説明。 質疑なし (全体をとおしての質疑応答) 特になし
4	その他	・第9期介護保険事業計画に基づく介護サービスの基盤整備の進捗状況について報告(資料6)

- ・地域密着型通所介護事業所の指定申請について報告
- ・次回の会議については、3月下旬頃を予定

5 欠席された委員から事前にいただいたご質問・ご意見等

- ・11月開催ではおそすぎるのでは。令和8年度の計画が間に合うのか。
- ・総合事業サービスA従事者研修について、参加者が2人というのは少ないように感じられる。少ない原因の分析を含めて、説明をお願いする。
- ・認知症初期集中支援チームの活動について、新規支援件数や訪問延べ件数が0件とあります。チームの支援に要する人が存在しないとは考えにくく、何かしらの原因があると思うが、どのように分析されているか。
- ・認知症初期集中支援チームについて、安曇野市ではどのような方がチームメンバーに選定され、どのように活動されているか、教えてください。現状についての考えをお聞かせ願う。
- ・認知症カフェ運営支援事業の経費とその内容を説明してください。
- ・高齢者見守りシール交付事業について、どのようなシールをどこに配布するものか説明してください。
- ・各包括支援センターの歳入歳出決算書について、書式と項目をそろえ、一覧表にすると比較検討や地域の特性、課題を把握しやすくなると思う。
- ・私たちあんしんの活動する場と包括支援センターとの連携をより密にしてゆきたいと思う。
(回答については、当日資料1-1、2、3(市ホームページに掲載)を参照)

令和7年度「第3回安曇野市介護保険等運営協議会」会議次第

日時：令和7年11月6日（木）13：00～14：30

場所：安曇野市役所3階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

- (1) 令和6年度介護保険事業の実施状況報告について **【資料1～3】**
- (2) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）等
について **【資料4】**
- (3) 第10期安曇野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定
について **【資料5】**

4 その他（報告等） **【資料6、7】**

5 閉 会

【配付資料】

資料1	令和6年度介護保険事業の実施状況について
資料2	令和6年度地域支援事業の実施状況について
資料3	令和6年度地域包括支援センター事業報告について
資料4	指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加） 等について
資料5	第10期安曇野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
資料6	第9期介護保険事業計画に基づく施設整備の進捗状況について
資料7	七貴デイサービス概要

参考資料1 安曇野市介護保険等運営協議会委員名簿

参考資料2 安曇野市介護保険条例一部抜粋

参考資料3 安曇野市介護保険規則一部抜粋

事前資料に対するご意見・ご質問

Q：11月開催では遅すぎるのでは。令和8年度の計画が間に合うか。

A：例年、決算の確定が9月～10月にかけて協議会を開催し、前年度の決算状況を含めて事業報告をしています。今年度、日程調整等の諸事情により開催が遅くなりましたこと、お詫び申し上げます。今後は適時に事業報告ができるよう努めてまいります。

また、令和8年度の計画は、第9期介護保険事業計画に沿って進めてまいります。今後は、令和9年度から3か年を計画期間とする「第10期介護保険事業計画」を策定してまいります。計画策定に向けた市等の予定は下表のとおりとなります。令和7年度は、計画策定に向けた国の動向等情報収集並びに高齢者実態調査の実施・分析をしてまいります。また令和8年度は、協議会の開催数を5回予定しており、委員の皆様にはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年月	介護保険等運営協議会	市
令和7年 11月末～ 12月末		・高齢者実態調査の調査票 配布及び回収
令和8年 1月上旬		・調査票を長野県へ送付
令和8年 4月～5月		・県の分析結果受領及び市 で詳細な分析を実施
令和8年 5月下旬	【第1回介護保険等運営協議会】 ・基本的事項・スケジュール協議	○現計画の検証・策定に 向けた情報収集
7月下旬	【第2回介護保険等運営協議会】 ・各種調査結果の確認・協議 ・基本指針に基づく記載事項の検討 ・基本目標等の検討 ・令和7年度決算見込報告	
9月下旬	【第3回介護保険等運営協議会】 ・計画素案検討①	○各種調査の集計分析 計画素案の検討・作成
11月上旬	【第4回介護保険等運営協議会】 ・計画素案検討② ・第10期介護保険料の段階等検討	11月下旬～12月下旬予定 計画素案のパブリックコ メント実施
2月下旬 ～ 3月上旬	【第5回介護保険等運営協議会】 ・パブリックコメント結果報告 ・計画報告 ・計画概要版検討	3月予定 計画書等製本

その他ご意見

私たちあんしんは、生活支援を行い元気な高齢者で生きいき暮らし続けるための活動をしています。

その活動の中で感ずる事は、活動からその人の今の暮らし、体を維持する状況を知ることができます。これからも私たちの活動する場と包括支援センターとの連携をより密にしてゆきたいと思えます。

NO	質問	回答
1	<p>総合事業サービスA従事者研修について、参加者が2人というの少ないように感じられます。少ない原因の分析も含めて、説明をお願いします。</p>	<p>サービスA事業とは、全国一律で決められている介護保険サービスとは異なり、総合事業の枠組みの中において市の独自の基準に基づき運営されるサービスです。安曇野市においてはスタッフの資格基準等を緩和することで、多様な主体の参画を促しながら地域全体で高齢者を支えていく取り組みとなっています。基準等の緩和に伴い、従来の介護予防サービス等より報酬単価が低く設定されています。</p> <p>本研修は、無資格・介護未経験の方でも320分の講義と360分の現場研修を修了することでサービスA事業所に従事することができる研修としています。現状のサービスA事業所（訪問型12事業所、通所型5事業所）は、介護事業所が運営しているところが多く、多様なサービスAの事業所は増えていない状況です。</p> <p>R6の研修につきましては、主にサービスA事業所向けに研修の広報を行いました。新規スタッフの受講申し込みがなかったことから2名の参加となっています。</p> <p>なお、R7は全市に回覧板にて周知をしたところ、13名の申し込みがあり、10月15日に12名（一般11名・介護事業所職員1名）が受講しています。同行実習終了後はサービスA事業所への従事が期待されます。</p>
2	<p>認知症初期集中支援チームの活動について、新規支援件数や訪問延べ件数が0件とあります。チームの支援に要する人が存在しないとは考えにくく、何かしらの原因があると思いますが、どのように分析されていますか。</p>	<p>認知症初期集中支援チームの支援対象者は安曇野市認知症初期集中支援チーム業務マニュアルで以下のように定義されています。</p> <p>40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下のア、イのいずれかの基準に該当する者。</p> <p>ア 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者 (イ) 継続的な医療サービスを受けていない者 (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない者 (エ) 診断されたが介護サービスが中断している者 <p>イ 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している</p> <p>令和6年度は、地域包括支援センターへの相談や訪問等により把握しているケースは、ほぼ「ア」で対象外となっています。また、「イ」に定義されている対応に苦慮されているケースも認知症初期集中チームの医師による相談会の助言等を経て支援方針決定がされ、対応した結果として「ア」「イ」に該当しなくなり、その後は適切な介護保険サービスに繋がっています。また、相談会で扱ったケースも一定期間経過後に課題が残っていれば、再度認知症初期集中チームの医師による助言を経て医療機関への繋ぎの検討をするなどの丁寧な対応をしています。</p> <p>一方で、地域からの孤立などから相談にあがらないケースがあるとも感じています。対象者の把握のために、介護予防実態把握等をすすめていくとともに、民生委員はじめ関係機関への周知啓発をすすめていきます。</p>

NO	質問	回答																
2	<p>認知症初期集中支援チームについて、安曇野市ではどのような方がチームメンバーに選定され、どのように活動されているか教えてください。現状についての考えをお聞かせください。</p>	<p>チーム員の構成は、以下の（ア）を満たす専門職2人以上、（イ）を満たす医師（以下「チーム員医師」という。）1人の計3人以上の専門職にて編成することとしています。</p> <p>（ア）チーム員 チーム員は、高齢者介護課職員及び地域包括支援センターの認知症地域支援推進員であり、かつ、以下の条件を満たす専門職2人以上とする。 （i）保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると市が認めた者 （ii）認知症ケア又は在宅ケアの実務及び相談業務等に3年以上携わった経験がある者</p> <p>（イ）チーム員医師 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1人とする。</p> <p>チーム員の活動としては、県や関係団体が主催する研修会への参加、認知症初期集中支援チーム員会議でのケース検討や意見交換、地域包括支援センター職種別打合せ会議で活動の検討を行っています。</p> <p>現状、市としてはまずは地域包括支援センターでの認知症相談のワンストップ機能の強化を図るとともに、介護支援専門員等が対応に苦慮しているケースの課題分析を行い、必要に応じて相談会での専門医による助言、さらに初期集中支援チームによる訪問等を行うなど介護、医療機関等の関係機関が連携をしていくことを目指しています。</p> <p>なお、認知症初期集中支援チーム検討委員会を兼ねた在宅医療連携推進協議会において、活動報告と振り返りを行っています。</p>																
3	<p>認知症カフェ運営支援事業の経費とその内容を説明ください。</p>	<p>認知症カフェを運営する団体に対して、予算の範囲内でその事業費の一部を補助金として交付するものです。対象経費（下表参照）合計額から利用者負担金その他収入額を控除した額の2分の1以内で、当該年度6万円を限度としています。</p> <table border="1" data-bbox="772 1478 1852 2000"> <thead> <tr> <th>補助対象経費名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>認知症カフェの運営に直接従事する者の作業時間に支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>認知症に関する研修会、講演会等の講師への謝礼、交通費等</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>普及啓発資料、チラシ、ポスター等の印刷製本費</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td>切手代、郵送代、送料等</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>ボランティア保険等</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>会場使用料、機材借上料等</td> </tr> <tr> <td>物品購入費</td> <td>認知症カフェの運営に必要な不可欠と認められる物品の購入費</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費名	内容	人件費	認知症カフェの運営に直接従事する者の作業時間に支払われる経費	報償費	認知症に関する研修会、講演会等の講師への謝礼、交通費等	印刷製本費	普及啓発資料、チラシ、ポスター等の印刷製本費	通信運搬費	切手代、郵送代、送料等	保険料	ボランティア保険等	使用料及び賃借料	会場使用料、機材借上料等	物品購入費	認知症カフェの運営に必要な不可欠と認められる物品の購入費
補助対象経費名	内容																	
人件費	認知症カフェの運営に直接従事する者の作業時間に支払われる経費																	
報償費	認知症に関する研修会、講演会等の講師への謝礼、交通費等																	
印刷製本費	普及啓発資料、チラシ、ポスター等の印刷製本費																	
通信運搬費	切手代、郵送代、送料等																	
保険料	ボランティア保険等																	
使用料及び賃借料	会場使用料、機材借上料等																	
物品購入費	認知症カフェの運営に必要な不可欠と認められる物品の購入費																	
4	<p>高齢者見守りシール交付事業について、どのようなシールをどこに配布するものか説明ください。</p>	<p>利用申請後、市で事前に保護対象者の個別情報を登録します。QRコードを印刷したシールを認知症で行方不明になる恐れのある方の衣類や持ち物に貼り付けておきます。行方不明になった際、発見した方がQRコードを読み取ることで、保護対象者情報を確認し伝言板を介して家族と連絡を取ることができます。</p>																

NO	質問	回答
1	<p>歳入歳出決算書について、各センターの書式と項目をそろえ、一覧表にすると、比較検討や地域の特徴、課題を把握しやすくなると思います。</p>	<p>これまで歳入歳出決算書については、統一した様式を作成していなかったため、委託法人の会計区分に沿って作成いただいていた。令和7年度からは様式を統一していくため、一覧表として作成していきます。</p>

令和6年度介護保険事業の実施状況

1 第9期計画との対比（実績値/計画値）

令和6年度において、第1号被保険者数は、計画値より8人少なくなり対計画比100.0%となっています。要介護認定者数は、計画値より59人増加して101.1%となり、被保険者数の伸びから要介護認定率（第1号被保険者数に占める認定者数の割合）は、対計画比101.1%となっています。総給付費は、施設サービス給付費、居宅系サービス給付費、在宅サービス給付費がいずれも計画値を下回り、対計画比98.2%となっています。

【図表1 第9期対計画比（実績値/計画値）】

	第8期					
	R4			R5		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
第1号被保険者数 (人)	30,459	30,596	100.4%	30,540	30,693	100.5%
要介護認定者数 (人)	5,530	5,469	98.9%	5,632	5,504	97.7%
要介護認定率 (%)	18.2	17.9	98.5%	18.4	17.9	97.2%
総給付費 (円)	9,168,795,000	8,558,342,207	93.3%	9,306,204,000	8,625,062,152	92.7%
施設サービス給付費 (円)	3,119,920,000	2,965,165,131	95.0%	3,148,020,000	2,977,773,676	94.6%
居宅系サービス給付費 (円)	887,340,000	869,116,140	97.9%	898,185,000	873,448,641	97.2%
在宅サービス給付費 (円)	5,161,535,000	4,724,060,936	91.5%	5,259,999,000	4,773,839,835	90.8%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	301,020.9	279,721.0	92.9%	304,721.8	281,010.7	92.2%
	第9期					
	R6			R7	R8	
	計画値	実績値	対計画比	計画値	計画値	
第1号被保険者数 (人)	30,721	30,713	100.0%	30,783	30,870	
要介護認定者数 (人)	5,598	5,657	101.1%	5,684	5,785	
要介護認定率 (%)	18.2	18.4	101.1%	18.5	18.7	
総給付費 (円)	9,007,158,000	8,841,086,124	98.2%	9,126,651,000	9,251,911,000	
施設サービス給付費 (円)	3,075,462,000	3,020,630,795	98.2%	3,099,241,000	3,099,241,000	
居宅系サービス給付費 (円)	1,039,848,000	948,476,487	91.2%	1,049,416,000	1,108,708,000	
在宅サービス給付費 (円)	4,891,848,000	4,871,978,842	99.6%	4,977,994,000	5,043,962,000	
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	293,192.2	287,861.4	98.2%	296,483.5	299,705.6	

出典：地域包括ケア「見える化」システムにおける実行管理機能

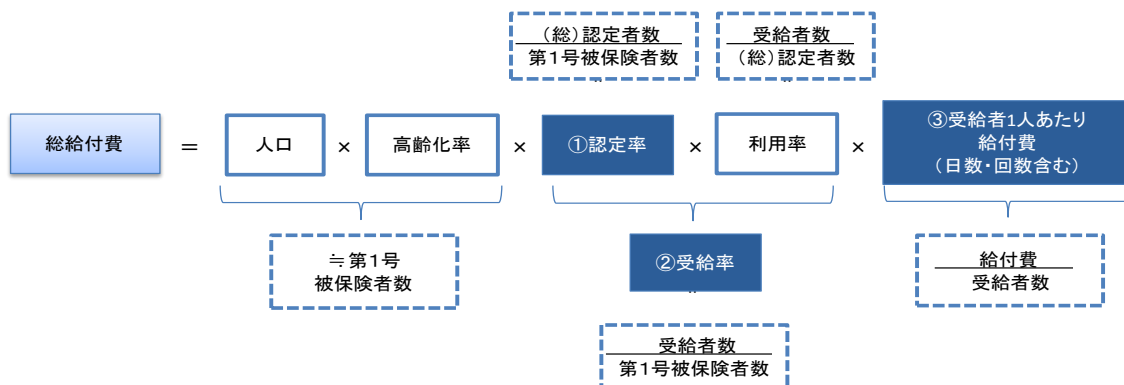
【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び年報

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

2 給付費の分析

介護給付費は、第1号被保険者の「①認定率」、「②受給率」、「③受給者一人あたりの給付費」の3つの要素が影響しています。地域包括ケア見える化システムを活用して、時系列に全国、長野県との比較をし、分析しました。

【図表2 給付費と3つの要素の関係】



(1) 要介護（要支援）認定者の状況

第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数は令和7年3月末時点で5,652人となり、要介護等認定率は18.4%となっています。認定者数は平成30年度から増加していますが、令和6年度末認定率は0.4ポイントとなっています。

【図表3 認定者数の推移】

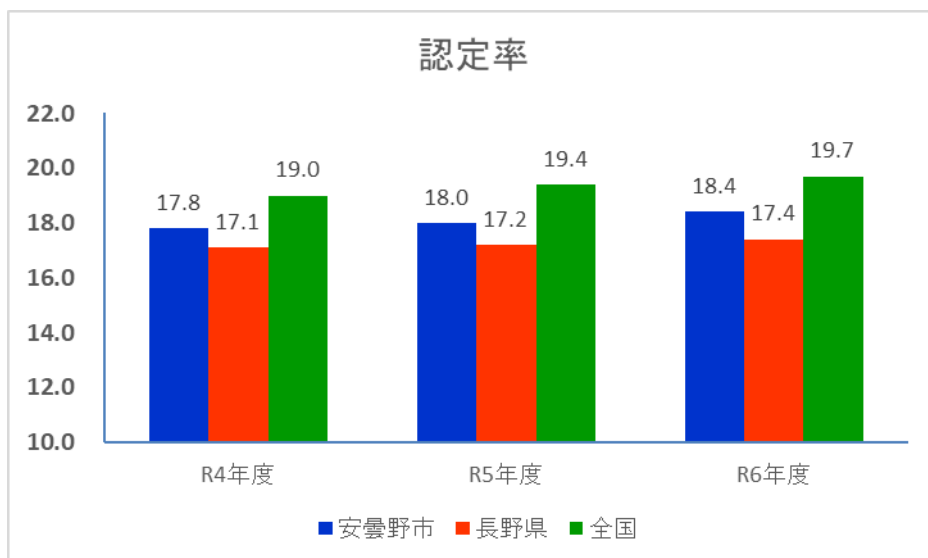
	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和7年 3月末	令和5年3月 末から令和 7年3月末ま での伸び率
認定者数 (人)	5,013	5,201	5,049	5,115	5,212	5,370	5,436	5,445	5,515	5,652	103.8%
要支援1 (人)	630	663	600	684	708	695	692	687	754	802	116.7%
要支援2 (人)	836	887	850	859	863	920	909	939	992	1,010	107.6%
要介護1 (人)	754	844	826	831	793	863	868	879	928	999	113.7%
要介護2 (人)	881	864	869	844	888	885	942	982	909	911	92.8%
要介護3 (人)	729	738	678	681	654	675	671	656	581	620	94.5%
要介護4 (人)	675	669	692	687	726	772	795	735	787	795	108.2%
要介護5 (人)	508	536	534	529	580	560	559	567	564	515	90.8%
認定率 (%)	17.4	17.8	17.0	17.1	17.3	17.7	17.8	17.8	18.0	18.4	103.4%
認定率 (長野県) (%)	17.4	17.2	17.1	17.1	17.2	17.2	17.1	17.1	17.2	17.4	101.8%
認定率 (全国) (%)	17.9	18.0	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0	19.4	19.7	103.7%

出典：地域包括ケア「見える化」システム（年報（要介護認定率はR7.3月末時点のみ月報））

(2) 認定率の状況

近年、安曇野市や長野県の認定率は、全国の認定率と同様に徐々に増加傾向となっています。

【図表4 認定率（単位：％）】

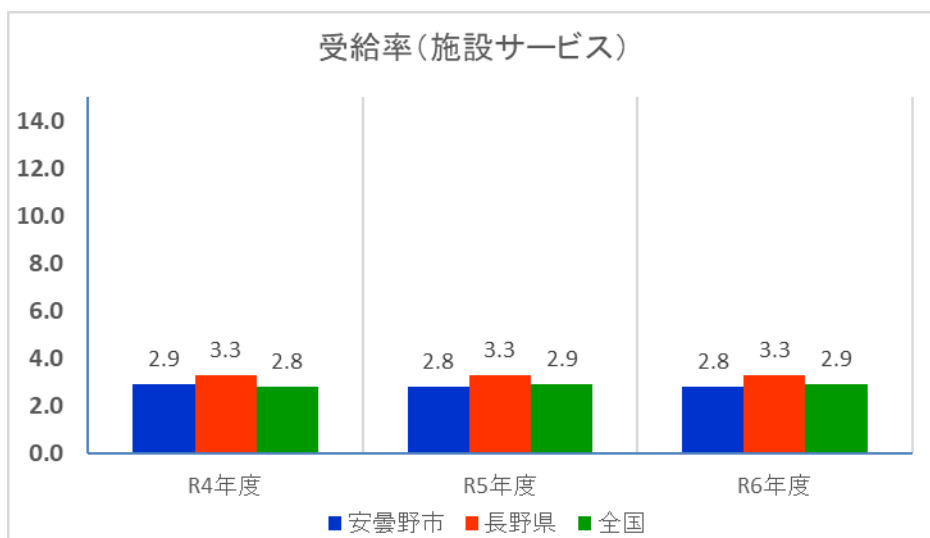


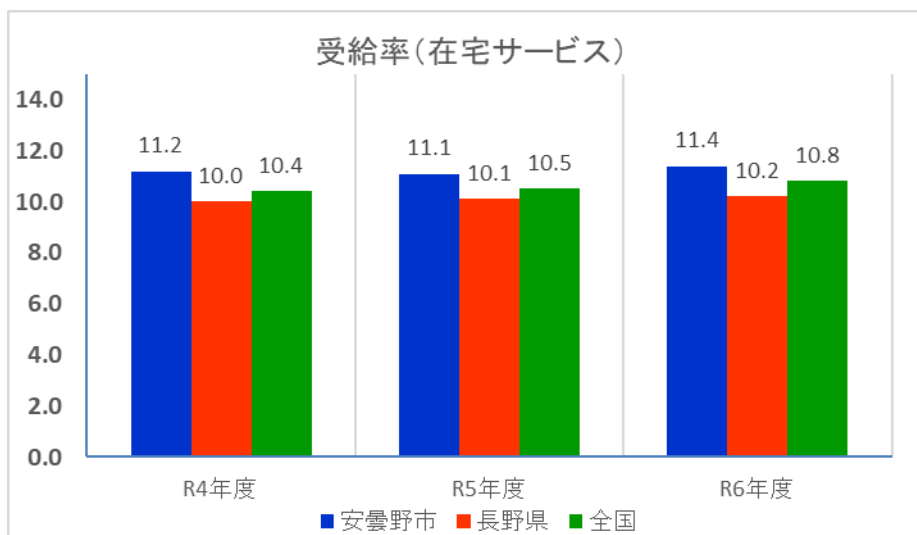
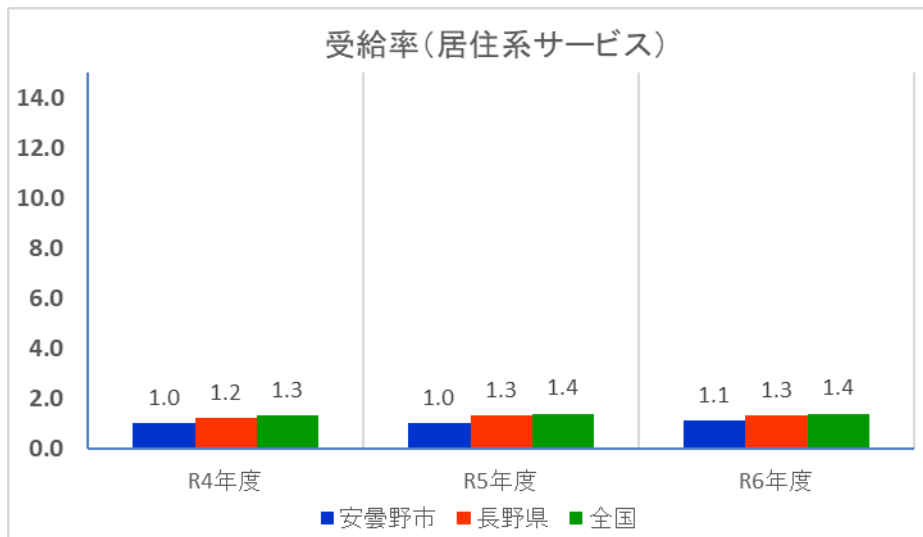
出典：地域包括ケア「見える化」システムにおける現状分析機能より作成

(3) 受給率（第1号被保険者数に占める受給者数の割合）の状況

令和6年度の施設サービスの受給率は令和5年度と変わらず、2.8%となり、全国、長野県より低くなっています。また、居住系サービスの受給率は1.1%となり、令和4年、5年、6年度ともに全国、長野県よりも低くなっています。一方で、在宅サービスの受給率は11.4%となり、全国、長野県よりも高くなっています。施設サービス、居住系サービスは施設整備を計画的に進める必要があります。在宅サービスは長野県や全国と比較すると一定のサービス基盤が整っていると推測することができます。

【図表5 受給率（単位：％）】





出典：地域包括ケア「見える化」システムにおける現状分析機能より作成

厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和5年度は「介護保険事業状況報告」月報）

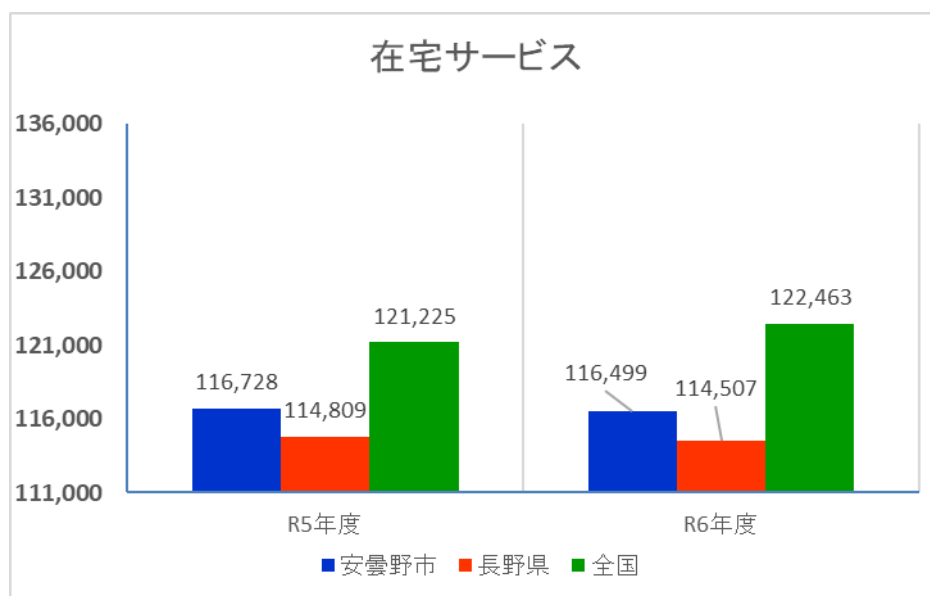
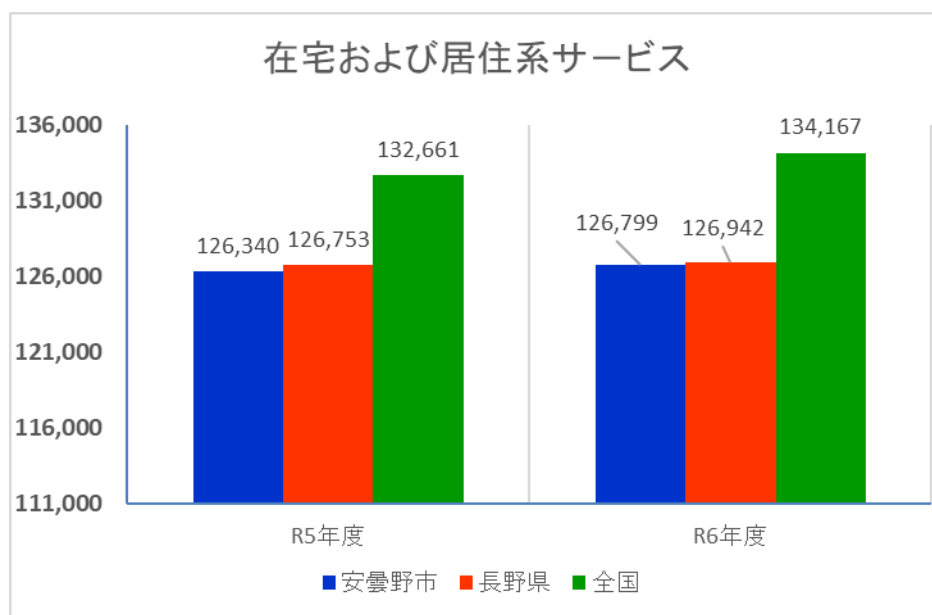
施設サービス、居住系サービス、在宅サービスには、以下のサービスが含まれています。

サービス名	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(4) 受給者1人あたりの給付月額状況

令和6年度の在宅及び居住系サービスでは、126,799円となり全国及び長野県より低くなっています。在宅サービスでは、116,499円となり全国平均より低いものの長野県より高くなっています。

【図表6 受給者1人あたりの給付月額（単位：円）】



活用データ・ 指標名		単位	安曇野市			長野県			全国		
			R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度
D17-a	受給者1人あたり給付月額(訪問介護)	円	86,160	88,710	90,151	73,842	75,078	75,722	76,920	80,033	82,954
D17-b	受給者1人あたり給付月額(訪問入浴介護)	円	50,319	51,777	52,174	55,593	56,490	57,588	61,811	63,050	64,165
D17-c	受給者1人あたり給付月額(訪問看護)	円	36,012	36,712	35,223	34,113	34,052	33,950	41,294	41,639	41,723
D17-d	受給者1人あたり給付月額(訪問リハ)	円	31,739	30,999	31,709	28,224	28,129	28,144	33,674	34,290	34,488
D17-e	受給者1人あたり給付月額(居宅療養管理指導)	円	7,419	7,805	8,052	7,161	7,361	7,592	12,382	12,797	13,140
D17-f	受給者1人あたり給付月額(通所介護)	円	72,175	75,217	78,492	73,886	75,453	75,503	83,258	84,468	84,441
D17-g	受給者1人あたり給付月額(通所リハ)	円	49,172	52,487	54,611	54,490	55,678	55,991	58,136	58,919	58,755
D17-h	受給者1人あたり給付月額(短期入所生活介護)	円	62,929	65,197	67,375	85,349	81,824	81,368	108,557	106,700	107,732
D17-i	受給者1人あたり給付月額(短期療養介護)	円	97,130	92,725	103,551	103,974	101,150	101,594	91,341	90,321	91,585
D17-j	受給者1人あたり給付月額(福祉用具貸与)	円	13,347	13,207	13,069	12,181	12,193	12,195	11,966	12,126	12,212
D17-k	受給者1人あたり給付月額(特定施設入居者生活介護)	円	198,143	200,917	202,133	185,250	188,653	191,215	184,041	187,186	190,209
D17-l	受給者1人あたり給付月額(介護予防支援・居宅介護支援)	円	12,039	11,882	11,741	12,887	12,779	12,821	13,138	13,148	13,292
D17-m	受給者1人あたり給付月額(定期巡回・随時対応型訪問看護介護)	円	221,092	193,344	189,133	166,148	164,642	162,627	166,008	168,947	168,005
D17-o	受給者1人あたり給付月額(認知症対応型通所介護)	円	117,948	118,807	123,177	105,637	107,818	107,327	116,352	117,998	119,286
D17-p	受給者1人あたり給付月額(小規模多機能型居宅介護)	円	231,064	230,788	240,045	190,992	192,873	197,056	191,609	193,706	197,919
D17-q	受給者1人あたり給付月額(認知症対応型共同生活介護)	円	259,662	261,215	264,214	259,748	263,399	268,114	260,638	264,722	269,968
D17-s	受給者1人あたり給付月額(看護小規模多機能型居宅介護)	円	259,940	261,376	255,639	244,137	248,160	257,610	260,420	264,162	270,931
D17-t	受給者1人あたり給付月額(地域密着型通所介護)	円	70,923	71,825	71,189	73,167	73,703	72,710	74,762	74,616	74,158

出典：地域包括ケア「見える化」システムにおける現状分析機能より作成

厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和6年度は「介護保険事業状況報告」月報)

《参考》

3 介護事業所の整備状況

(1) 介護サービス事業所数と定員数

【図表7 介護サービス事業者数と定員数】

サービス種類	事業所数(単位：箇所)						定員数(単位：人)					
	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計
居宅系サービス												
訪問介護	8	11	3	2	3	27						
訪問入浴介護	1	0	0	0	0	1						
訪問看護(医療機関含む)	7	7	2	2	0	18						
訪問リハビリテーション(医療機関含む)	2	1	0	0	0	3						
通所介護	6	3	5	1	1	16	209	82	180	40	40	551
通所リハビリテーション(医療機関含む)	2	3	0	0	0	5	65	65	0	0	0	130
福祉用具貸与	3	0	0	0	0	3						
短期入所生活介護	5	3	1	1	1	11	99	20	0	0	0	119
短期入所療養介護(医療機関含む)	2	2	0	0	0	4						
介護予防短期入所生活介護	4	3	1	1	1	10						
介護予防短期入所療養介護(医療機関含む)	2	2	0	0	0	4						
居宅療養管理指導(医療機関含む)	34	31	8	5	8	86						
特定施設入居者生活介護	3	3	0	0	0	6	84	131	0	0	0	215
介護予防居宅療養管理指導(医療機関含む)	28	27	6	5	7	73						
介護予防特定施設入居者生活介護	3	3	0	0	0	6						
特定福祉用具販売	3	0	0	0	0	3						
特定介護予防福祉用具販売	3	0	0	0	0	3						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0						
介護予防訪問看護(医療機関含む)	7	7	2	2	0	18						
介護予防訪問リハビリテーション(医療機関含む)	2	1	0	0	0	3						
介護予防通所リハビリテーション(医療機関含む)	2	3	0	0	0	5						
介護予防福祉用具貸与	3	0	0	0	0	3						
地域密着系サービス						0	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計
認知症対応型共同生活介護	4	3	2	1	1	11	54	54	27	18	18	171
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	2	0	0	0	2	0	58	0	0	0	58
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0						
認知症対応型通所介護	1	0	3	0	0	4	12	0	36	0	0	48
小規模多機能型居宅介護	2	3	0	1	1	7	47	78	0	29	29	183
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	0	0	1	2						
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	1	0	0	0	0	1	29	0	0	0	0	29
地域密着型通所介護	7	14	2	1	3	27	97	203	28	18	46	392
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	2	1	1	1	8						
介護予防認知症対応型通所介護	1	0	2	0	0	3						
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	3	0	0	1	4						
施設系サービス						0	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計
介護老人福祉施設	5	1	1	1	1	9	313	70	90	70	64	607
介護老人保健施設	2	2	0	0	0	4	170	148	0	0	0	318
介護療養型医療施設(医療機関含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援						0	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計
居宅介護支援	14	12	3	2	0	31						
介護予防支援	2	3	1	1	0	7						

出典：介護台帳(LIGHT)(令和7年9月30日現在)

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の事業所数と定員数

【図表 8 総合事業事業所数と定員数】

居宅系サービス（総合事業）	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計
訪問介護相当サービス	7	10	3	2	3	25
訪問型サービスA	3	4	3	1	1	12
通所介護相当サービス	11	15	5	2	4	37
通所型サービスA	3	1	1	0	0	5

出典：介護台帳（LIGHT）（令和7年9月30日現在）

※通所介護相当サービス及び通所型サービス A の定員数は、通所介護または地域密着型通所介護を行っている事業所の定員数に含まれます。

4 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況

【図表 9 有料老人ホーム等の施設数及び定員数】

施設種類	施設数(単位:箇所)						定員数(単位:人)					
	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計
有料老人ホーム	6	4	0	1	2	13	166	90	0	7	40	303
サービス付き高齢者向け住宅	2	2	1	0	1	6	65	72	40	0	38	215

出典：長野県（令和7年9月1日現在）

令和6年度地域支援事業の実施状況

■地域支援事業

「地域支援事業」は、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）、「包括的支援事業」及び「任意事業」の3事業から構成されています。

総合事業は、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、また、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施します。

包括的支援事業では、地域包括支援センターが介護予防事業に関する介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を一体的に実施し、高齢者等の介護予防を推進し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための重要な役割を担っています。市では、直営の地域包括支援センターを基幹型の地域包括支援センターと位置付け、センター間の総合調整や委託の地域包括支援センターの後方支援に当たる役割を担いました。なお、令和7年度から市直営で運営してきた中央地域包括支援センターを委託へ変更し、市内3か所の地域包括支援センターを全て委託で運営します。今後も高齢者の総合相談窓口として体制強化に努めるとともに、地域包括ケア推進に向け、委託包括と連携を図りながら各事業を継続して実施していく必要があります。

また、包括的支援事業の社会保障充実分として、地域包括ケア推進のために在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業をすすめています。

任意事業では、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者とその介護者も含めた対象者への支援事業を実施しています。

令和6年度の地域支援事業の実施状況を報告します。

1 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

市では、平成 29 年度から総合事業を開始しました。高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つからなります。

高齢者の一人ひとりの状況に応じた生活支援や介護予防が利用できるよう従来の介護事業所だけでなく、地域における多様な主体による効果的な取組を進めることで、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活できるように支援する事業です。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護認定で要支援認定を受けた方、基本チェックリストで事業対象者となった方の加齢に伴う生活機能の低下等の維持・改善により、要支援・要介護となることを予防します。また、要支援、要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止します。

■ 介護相当サービス及びサービス A の実施状況（件数は、延べ件数）

事業名	サービス種別	件数	金額	合計	
第 1 号訪問事業	訪問介護相当サービス	2,915 件	63,822,901 円	3,781 件	72,057,343 円
	訪問型サービス A	866 件	8,234,442 円		
第 1 号通所事業	通所介護相当サービス	9,445 件	237,045,664 円	10,196 件	247,946,104 円
	通所型サービス A	751 件	10,900,440 円		
介護予防ケアマネジメント		3,409 件	15,647,402 円	3,409 件	15,647,402 円

■ 指定事業数（令和 7 年 3 月末時点）

訪問介護相当サービス	26 事業所
訪問型サービス A	12 事業所
通所介護相当サービス	39 事業所
通所型サービス A	5 事業所

出典：介護台帳（LIGHT） ※市内事業所のみ(休止を除く)

■ 総合事業サービス A 従事者研修の開催

多様な人材の確保のために、基準を緩和したサービス A の従事者研修会を開催しました。

開催日	参加者数	修了者数(同行実習者数)
令和 6 年 10 月 9、10 日	2 人	2 人

なお、本研修の一部を一般介護講座として広く市民に公開し、24 名が受講しました。

■ サービスCの実施状況

事業名	実績(人)		回数・内容等
	実人数	延人数	
通所型サービスC	14	140	冬季の12月～2月の3か月間に、週1回1時間30分を実施。2事業所に委託をして、運動機能向上に向けて、事業者の特性に応じたマシントレーニングや多様なプログラムを実施。
訪問型サービスC（口腔・栄養）	5	15	長野県歯科衛生士会及び高齢者介護課に在籍する歯科衛生士、管理栄養士による口腔機能向上と栄養改善を目的とした個別指導。概ね月1回訪問。
訪問型サービスC（運動）	2	3	安曇野赤十字病院理学療法士による運動機能の向上に向けた個別指導。概ね月1回訪問。
小計	21	158	

令和7年度：対象者に対して適切な支援を行うことにより、生活機能の維持・改善を図るとともに、重症化予防をしていきます。

(2) 一般介護予防事業

65歳以上を対象に、介護予防の知識を身につけるとともに、通いの場等、地域の身近な場所で人との繋がりを通して介護予防の活動を継続できるように支援するための事業です。

ア 介護予防把握事業

○ 介護予防把握事業

生活機能の低下により要介護状態等になるおそれのある高齢者を早期に把握し、適切な支援に繋げるため、訪問等による実態把握を行いました。

【対象者】

75～77歳（年度末年齢）の者のうち、健診や医療、介護等に繋がっておらず、健康状態が不明な者

【訪問実施者状況】

対象者数	実施者数	結果
		地域包括支援センター地区担当者へ報告
101人	79人(78.2%)	2人(2.5%)

○ シニア歯科健康診査

口腔異常や口腔機能低下を早期に発見し、疾患予防や健康維持及び介護予防のための健診を歯科医師会に委託して実施しました。

対象者数	受診者数
3,717人	487人(13.1%)

令和7年度：介護予防把握事業については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業と連携を図り、訪問等による実態把握を実施します。

イ 介護予防普及啓発事業

高齢者が身体機能の維持・向上を図るとともに介護予防に関する幅広い知識を習得することを目指します。介護予防体操動画配信事業（新規事業）では、オンラインによる介護予防体操動画配信コンテンツを提供し、自宅や通いの場での活用を推進しました。

令和6年度普及啓発事業実績

事業名		実績(人)		委託先等
		実人数	延人数	
拠点 介護 予防 教室	エンジョイシニア！ 実践おたっしゅ塾	85	738	社協（穂高・堀金・明科地域） あんしん（豊科地域）へ委託
認知 機能 向上 教室	頭と体の若返り！ はつらつ脳活教室	51	475	(株)ルネサンス委託
	ファイブ・コグ検査会・結果説明会 (認知症予防、認知機能検査)	19	19	
複合 型介 護予 防教 室	らくらくチェアトレ教室	62	562	穂高・三郷地域にて実施 城西病院、長野県柔道整復師会講師委託
	ステップアップ教室	20	194	松本大学講師委託。TAGFITNESS 活用。
	あづみのピンキラ体操教室	25	274	松本大学・根本ゼミ生講師委託
口腔 機能 向上 教室	お口いきいきアップ教室	60	313	長野県歯科衛生士会委託
	お口いきいきフォローアップ講座	33	33	長野県歯科衛生士会委託
合計		355	2,608	
介護予防動画配信事業		—	2,026	(株)ルネサンス委託 ※R5年度からの延べ人数

令和7年度：介護予防に関する普及啓発活動として各種介護予防教室を開催し、教室等終了後も自主的に介護予防活動が継続できるよう事業を実施します。

ウ 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行いました。また当課主催の介護予防教室終了後の自主グループの立ち上げ支援として、フォローアップ講座を実施しました。

○通いの場等の把握

通いの場等の数	参加する高齢者数	参加率
340 か所	2,883 人	8.1 %

*参加率は、毎年4月1日高齢者人口に対する割合

*通いの場の数は月1回未満の活動団体も含む

*参加する高齢者数は月1回以上参加する者の人数

○自主グループ活動支援事業

	実施箇所数	実施回数	参加延人数
自主グループ支援	7 か所	96 回	1,569 人

エ 高齢者の保健事業と介護予防一体的実施事業

健康推進課、国保年金課と当課におけるプロジェクト会議を実施し、KDB（国保データベース）システム等の分析、健康課題、対象者の明確化など企画調整担当職員を中心に一体的な事業を展開しました。当課では、通いの場等へのフレイル全般、認知症、栄養、口腔機能向上等の介護予防講座と健康相談、後期高齢者質問票による健康状態把握を実施しました。

事業内容	開催	人数
	通いの場数	
健康教育・健康相談	28 か所	423 人
健康状態把握	9 か所	120 人

2 包括的支援事業（地域包括支援センター運営事業）

(1) 総合相談支援業務

ア 介護相談

各地域包括支援センターでは、高齢者に関する相談を随時受け付け、必要に応じて介護保険や各種サービス、関係機関の紹介等を行うなど、必要な情報提供をしながら相談支援を行いました。

<令和6年度 介護相談>

包括名	高齢者人口	相談件数 (実件数)	相談件数（実件数） ／高齢者人口（％）	【参考】 令和5年度 相談件数（割合）
中央	11,236	2,681	23.9	1,816（16.0％）
北部	11,249	2,413	21.5	1,953（17.5％）
南部	8,237	1,052	12.8	1,063（12.9％）
3包括計	30,722	6,146	20.0	4,832（14.7％）

※高齢者人口は安曇野市住民基本台帳より（令和7年4月1日時点）

イ 実態把握

介護保険で「自立」と判定された方に加え、65歳以上の独居高齢者で介護認定を受けていない方に対し、訪問等による状況確認を行いました。いずれも何かしらの支援が必要と判断した場合は、各種サービスの利用調整や関係機関への情報提供を行いました。

これらにより、地域に住む市民の生活状況の把握に努めています。

令和7年度：ひとり暮らし高齢者実態調査結果を活用した地域包括支援センターによる緊急連絡先の無い世帯の把握及び確認を行います。

(2) 権利擁護業務

ア 高齢者虐待防止事業

項目	開催日	内容
高齢者虐待ケース 検討会、進行管理	奇数月の第4木曜日 5月23日 7月25日 9月26日 11月28日 1月23日 3月27日	長寿福祉係と3包括による庁内会議参加。 各包括における虐待対応の進行状況を共有し支援策を検討。

イ 成年後見利用支援事業

項 目	開催日	内 容
成年後見支援センター かけはし 【専門委員会】	毎月 第4月曜日	成年後見支援センターかけはし による実績報告と事例検討を行 う専門委員会。 ＜安曇野市在住者の専門委員会 への提出件数＞ 1件（障がいケース）
成年後見支援センター かけはし 【権利擁護ケース検討会】	偶数月の第4木曜日 6月27日 検討：1件 2月27日 検討：1件	かけはし、長寿福祉係、障がい者 支援課、福祉課、社会福祉協議会、 3包括等の担当者が集まり成年 後見制度利用を中心とした、権利 擁護が必要なケースの事例検討 会を開催。
市長申立て支援	必要時	親族による申立てが困難な方 について、市長申立てができるよう 担当部署である長寿福祉係と調 整を行い支援する。

ウ 消費者被害防止事業

項 目	開催日	内 容
啓発活動	随時	訪問時等に注意啓発 民生児童委員協議会出席の際に啓発

令和7年度：高齢者介護課と委託包括の社会福祉士の定例会を開催し、情報共有、課題共有を
して、専門職のスキルアップを図ります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 地区活動及び地域連携活動

(延べ回数)

項 目	中央	北部	南部
民生児童委員協議会	43	17	27
地域密着型運営推進会議等（※）	3	11	3
入所判定委員会	1	0	0
地域における活動	2	36	3
認知症サポーター関係	2	22	1
認知症カフェ	4	26	7
研修会等	6	40	1
その他	0	3	0

※「地域密着型運営推進会議等」は地域密着型通所介護事業所や小規模多機能事業所の運
営会議に出席した場合等。

- ※「地域における活動」は「いきいきサロン」や「JA あんしん広場」などに参加した場合。
 ※「研修会等」は研修会を主催や共催、講師等の場合。例) 出前講座、各団体への研修会等。

イ 関係機関との連携

(延べ回数)

	中央	北部	南部
医療機関とのケア会議等	229	244	166
多職種との連携会議等	106	83	105

- ※「多職種との連携会議等」には、長寿福祉係・障がい者支援課支援給付担当・福祉課生活支援担当・保健センター等との調整会議や成年後見支援センターとの連携会議等が含まれる。

ウ 介護支援専門員への支援

(ア) 居宅介護支援部会（介護支援専門員連絡会）

居宅介護支援部会の事業方針及び活動方針に基づき、全体研修会（年5回）の計画・準備・開催等を支援しました。

《全体研修会の内容》

開催日	内 容	参加者 (人)
4月15日	講 演：相続の基礎知識・家族信託について 講 師：松田司法書士事務所 松田 清 氏	86
5月13日	テーマ：介護保険法改正後のQ&A 説明者：安曇野市高齢者介護課職員	74
9月13日	事例検討（グループワーク）	60
11月1日	講 演：人生100年時代の介護の在り方、支え方を考える ～ケアマネの視点と地域住民の視点から～ 講 師：北アルプス医療センターあづみ病院居宅介護支援事業所 丸山 健太 氏	73
1月21日	テーマ：総合事業の見直しについて 説明者：安曇野市高齢者介護課職員	75

(イ) 居宅介護支援部会役員会

部会長、副部会長、3ブロック長で構成される役員会へ参加し、全体研修会の振り返りと新年度の運営や部会に関する協議事項について検討しました。

《運営会議の内容》

開催日	内 容
2月14日	今年度の振り返りと新年度計画

(ウ) 介護支援専門員に対する個別支援数

(延べ回数)

	中央	北部	南部
サービス担当者会議参加	435	291	159
ケアマネジメント指導	95	40	32

(エ) 主任介護支援専門員更新研修に伴う法定外研修の開催

市内の介護支援専門員を対象に主任介護支援専門員更新研修の受講要件の1つである「法定外研修」を計画し、対象者へは受講証明書を発行しました。

《法定外研修の内容》

開催日	内 容	対象者 (人)
8月1日	令和6年度成年後見支援センターかけはし講演会 (主任介護支援専門員研修受講に係る安曇野市第1回法定外研修) テーマ：権利擁護としての成年後見制度・任意後見制度について 講 師：弁護士 山崎 秀隆 氏	11
10月22日	テーマ：若年性認知症の対応について 講 師：伝田 景光 氏	12
12月13日	テーマ：歯科と栄養について 講 師：市高齢者介護課介護予防担当 太田あつこ 氏	11
2月24日	安曇野市地域支え合い推進フォーラム 基調講演：「超高齢社会のおひとり様問題を『つながる地域』で乗り越える」 講 師：松本大学 尻無浜 博幸 氏	8

エ 広報活動

(ア) 広報誌やホームページの利用による周知

住民に対して市ホームページへの掲載や市内各所及び支所相談窓口等へのチラシ設置、また認知症サポーター養成講座や出前講座に地域包括支援センター職員が同行して地域包括支援センターの役割等周知に努めました。

(イ) 各種関係機関への周知

民生児童委員協議会等、関係機関を交えた会議や懇談の席において、地域包括支援センターの役割等について説明を行いました。

(ウ) 認知症相談窓口であることの周知

認知症サポーター養成講座の開催や地域包括支援センターのパンフレット配布等により、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを周知しました。また、各包括に配置した認知症地域支援推進員が市民や関係機関等に向け認知症施策の周知を行いました。

(エ) 認知症カフェの周知

認知症カフェ一覧 (R7.2チラシ) により、必要とする方への周知に努めました。

(オ)「安曇野市オレンジキャンペーン」による周知

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民の方が認知症を知り、また正しい理解につながることを目的として、国際アルツハイマー病協会（ADI）と世界保健機構（WHO）が定めた「世界アルツハイマー月間」である9月に、認知症地域支援推進員が中心となり安曇野市オレンジキャンペーンを実施しました。

市役所本庁舎で認知症関連の展示やパンフレットの配布を行い、市内5地域の図書館では認知症の推薦図書を展示しました。市役所での展示の期間中には、市役所西側に懸垂幕を設置し周知を図り、広報誌や、ホームページ、ラジオ等でも啓発を行いました。

令和7年度：様々な機会を捉えて地域へ出向き、地域包括支援センターの周知、介護保険制度や介護予防等についての啓発を図るとともに、生活支援コーディネーターと連携し地域との連携活動に取り組めます。また、介護支援専門員と民生児童委員との顔の見える関係づくりに向けた市内5地域での懇談会や、介護支援専門員向け研修会を各包括で開催します。

3 包括的支援事業（地域包括ケア推進事業（社会保障充実分））

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築のため安曇野市医師会、介護保険事業所等と協働し、在宅医療・介護連携事業を実施しています。安曇野市医師会に業務の一部を委託し、在宅医療連携推進協議会全体会議を開催し、在宅医療・介護連携のための情報共有、課題について意見交換を実施しました。

在宅医療・介護連携のために、令和4年度に作成した「安曇野市介護保険・高齢者福祉サービスガイドブック（連携マップ付き）」を令和6年度介護報酬改定、認知症の取組及び在宅医療の取組を拡充して更新しました。2,000部作成し、関係者へ配布しました。

《令和6年度実績》

項目	事業名	回数	参加者数	内容
会議	在宅医療連携推進協議会 (全体会)	1	23	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市版リビングウィルの作成について ・認知症初期集中支援チームの活動状況について ・在宅医療・介護連携推進における課題の意見交換 など
研修	多職種連携研修会 (安曇野市介護保険業務 継続計画研修会)	1	86 (62事業 所)	医療・介護関係者の人材育成のための研修 <ul style="list-style-type: none"> ・発災想定を元にシミュレーション訓練（多職種でのワーク） ・参加事業所間で近隣事業所と情報交換（業務継続計画情報交換、備蓄品の確認、浸水域の確認など）

(2) 認知症施策推進事業

ア 認知症見守りネットワーク

外出した際に道に迷ってしまう等、日頃から見守りが必要と思われる方の家族の希望に応じ、家族が希望する周囲の方に日頃から気にかけていただくための見守り事業を実施しています。令和6年度は地域包括支援センターや介護支援専門員等から必要と思われる方へ情報提供を行いました。

イ 認知症地域支援推進員活動

平成27年度より、各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心に、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の関係団体との連携や調整を行っています。

【令和6年度の取り組み状況】

◇安曇野市オレンジキャンペーン

～認知症になっても安心して暮らせるまちづくり～

1 目的

国際アルツハイマー病協会は、世界保健機関と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓発を実施しています。

日本でも2024年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるために、毎年9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定めています。

安曇野市でも認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進のため、認知症に対する理解を深めることを目的にオレンジキャンペーンを実施します。

2 内容

(1) 市内図書館（5館）での特設コーナーの設置

- ・9月15日（日）～29日（日） 認知症に関連した図書の紹介・展示

(2) 広報あづみの8月号への記事の掲載

- ・オレンジカフェに参加する本人家族へのインタビュー記事、オレンジキャンペーン・認知症サポーター養成講座について

(3) 認知症関連映画の上映会

- ・9月23日（月・祝）「オレンジ・ランプ」上映（85名参加）

(4) 認知症に関する展示を実施

- ・9月3日（火）～9月12日（木）安曇野市役所1階西側ロビー
- ・9月13日（金）～9月23日（月・祝）穂高交流学習センターみらい

(5) 安曇野市役所東側外壁へ懸垂幕を設置

- ・9月3日（火）～9月27日（金）

ウ 認知症初期集中支援チームの活動

医療や介護保険サービスなどの適切なサービスに繋がっていない認知症やその家族に早期診断や対応に向け、医療と福祉の専門職がチームとなり、対象者等へ支援を行います。

また、認知症初期集中チームの医師による相談会を開催し、より初期の段階から認知症専門医への受診や支援（含サービス利用）など早期解決に向けた対応を行っています。

<令和6年度>

チーム員 会議	実施回数	5回
	年度中新規支援件数	0件
	年間訪問延べ件数	0件
相談会	実施回数	5回
	年度中相談実人員	5人
	年度中相談延人員	5人

エ 認知症カフェ運営支援事業

認知症カフェを運営している団体へ運営経費を助成していました。コロナ禍の影響で多くのカフェが休止となったまま、今年度の助成は1件のみでした。一方で申請には至りませんでした。徐々にカフェを再開する事業所ができました。

オ 高齢者見守りシール交付事業

認知症症状を有する者の安全の確保及び介護者等の精神的負担の軽減を図るために、高齢者見守りシール事業を実施しています。新規で4件交付があり、シールの利用者で行方不明となり発見に至ったのは1件でした。

(3) 生活支援体制整備事業

地域の支え合いによる生活支援・介護予防の取組を広げ、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進するため、生活支援コーディネーターと協議体を設置し活動しています。豊科地域は、特定非営利活動法人 JA あづみくらしの助け合いネットワークあんしん、穂高地域、三郷地域、堀金地域、明科地域は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会へ委託して実施しました。

ア 生活支援コーディネーターの取組

地域ごとに第2層生活支援コーディネーターを配置し、支え合い活動の支援、担い手の育成、さらに多様な高齢者福祉団体等のネットワーク構築を進めました。

市全体を担う第1層生活支援コーディネーターは、第2層生活支援コーディネーターが活動しやすいよう各地域の実施状況を確認しながら、先進的取組の紹介や研修会の設定、課題の共有を図りました。

イ 協議体の取組

定期的に各協議体会議を開催し、地域の課題やこれから必要な資源について意見交換や学習を行い、居場所づくりや支え合い事業など地域に必要な事業への取り組みを始めた地区もありました。また、地域課題の解消に向けた学習等を進めました。

明科地域は人材不足により令和5年度に協議体を解散しましたが、第2層生活支援コーディネーターが地域の活動に個別に入り、活動の支援や課題把握を行いました。

市全体を担う第1層協議体は介護保険等運営協議会と兼ねることとしており、その会議で実施状況の報告をしました。

事業名	回数	内容
第1層協議体 (介護保険等運営協議会)	2	・生活支援体制整備事業の実施状況について
第2層協議体	20※	・居場所づくりや支え合い事業など地域に必要な事業への取り組み

※ 開催回数：豊科10回（小委員会含む）、穂高6回（小委員会含む）、三郷2回、堀金2回、明科0回

ウ 協議体研修会及び地域支え合い推進フォーラムの開催

	協議体研修会	地域支え合い推進フォーラム
開催日	令和6年10月7日(月)	令和7年2月22日(土)
テーマ	地域とのかかわり方～住民主体の地域づくり～	～超高齢社会のおひとり様問題を「つながる地域」で乗り越える～
内容	生活支援体制整備事業の講演及びコーディネーターとの懇談	・講演及び地域で活動する団体・企業の事例紹介 ・企業サービス等の展示・体験
参加者	生活支援コーディネーター、協議体委員、市社協職員、市職員 計16名	生活支援コーディネーター、区長、民生児童委員、シニアクラブ会員、介護保険事業者、市職員等 計138名

エ 通いの場・生活支援サービスガイドブックの増刷

介護予防・フレイル予防に取り組むきっかけとするため、地域の「通いの場」や高齢者の生活を支える「生活支援サービス」の情報（掲載団体数291）をまとめたガイドブック（令和5年度作成）を150部増刷し、窓口等で周知しました。

オ 高齢者・障がい者の「安曇野市地域見守りに活動に関する連携協定」

新たに2団体と協定を締結し、33団体となりました。また、締結している21団体から活動報告をいただきました。

カ 支え合い事業体制整備補助金

生活支援や介護予防を始めたい団体へ備品購入や施設整備への補助をし、活動の立ち上げを支援しました。

<令和6年度>

補助件数 1件 （累計：33団体）

（4）地域ケア会議推進事業

保健、医療、福祉サービス及び社会資源の総合調整を行い、これらのサービスを必要とする市民に総合的にサービス提供を行う安曇野市地域包括ケアシステムの構築に向けて、安曇野市地域包括ケア推進会議を開催しました。

ア 地域包括ケア推進会議

会議名	開催日	出席者数	内容
第12回 地域包括ケア 推進会議	令和6年 12月2日	18	・地域包括ケア推進の取組について ・安曇野市版リビングウィルの作成について ・地域包括ケア推進体制の見直しについて ・第11回会議での「地域課題」のまとめと今後の方向性について

イ 地域ケア個別会議

高齢者等が地域においてその人らしい生活を継続可能とするため、また課題の解決に向けた検討を行いケアの質を高め、その人のニーズの充足を目指すと共に、会議参加者のスキルアップへ繋げることを目的として、平成 25 年度より個別ケア会議を実施しています。令和 4 年度より、自立支援型個別ケア会議（各地域包括支援センターで 1 回につき 2 事例を検討）を実施し、令和 6 年度は計 6 事例について検討を行いました。

なお、各包括で把握した地域課題等については、3 包括と高齢者介護課で毎月開催している「地域ケア連携会議」において報告し、課題集約を行うとともに解決策を検討し具体的な取り組みに繋げています。

《実施状況》 回数：10 回（地域ケア個別会議 7 回、自立支援型個別会議 3 回）計 16 件
個別ケア会議

件数	月日	担当包括	概要	参加者
1	6 月 20 日	北部	独居で透析治療が必要だが、デマンド交通の利用が困難で支援者の関りも難しい方の支援	13 人
2	7 月 17 日	南部	独居でアルコール依存気味の方の支援と緊急時の支援	12 人
3	7 月 29 日	中央	他者へ攻撃的になってしまう高齢者が可能な限り自宅で生活するための支援	17 人
4	9 月 3 日	中央	金銭管理や生活のサポートに合わせて、地域の力を借りながら在宅生活を継続していく支援	10 人
5	10 月 23 日	北部	認知症の為に道に迷ってしまう方の見守り支援	10 人
6	1 月 27 日	中央	市中心部と同様に特徴のあるサービス事業所を選びたい方の支援	18 人
7	2 月 10 日	南部	複雑な家庭環境を持つ家庭と支援者への支援	11 人

自立支援型個別会議

件数	月日	担当包括	概要	参加者
1	10 月 29 日	北部	全盲で認知症は無いが独居で子がいなく先々の生活に不安を感じている方への支援	5 人
2			夫婦で外出機会を持ちたいが長年通った交流の場が休止になった方の支援	6 人
3	11 月 14 日	南部	一度介護保険を卒業したが、再び介護サービスを利用し体力が低下している方の外出の支援	6 人
4			聴覚障害だが他者との交流を希望しており、体重減少を目指しているが効果が出ない方への支援	6 人
5	12 月 18 日	中央	パーキンソン病により転倒したことで他人に迷惑をかけたことなく意欲の低下がある方への支援	7 人
6			歩行障害が進み転倒が増え、認知機能の低下がありインスリン注射や内服が困難な方の支援	5 人

令和7年度：地域包括ケア推進のための4事業（①在宅医療・介護連携推進事業 ②生活支援体制整備事業 ③認知症施策推進事業 ④地域ケア会議推進事業）について、推進を図ります。自立支援型個別会議は市が主催をして定例化をして実施します。

4 任意事業

令和6年度任意事業（主要なもの）の実績

事業名	実績	内容等
ケアプラン点検	101件	長野県介護支援専門員協会の外部講師により、12事業所、介護支援専門員30名の実施。あわせて、該当事業所への保険者によるコンプライアンスの確保に関する点検の実施
ケアプラン点検講習会	1回	長野県介護支援専門員協会の外部講師により、ケアプラン点検を踏まえ、自立支援に向けたケアマネジメントの視点についての研修、グループワークを実施。
ケアプラン検証会議	2件	訪問介護における生活援助中心型の利用回数が基準回数以上のケアプランについて、利用者の自立支援・重度化防止等の観点から、リハビリ専門職を交えて多職種協働による検証会議を開催
介護サービス相談員派遣事業	84回	相談員6名が8施設（特養4、老健1、有料老人ホーム3）に対して、訪問とオンラインによる面談を実施。活動に必要な知識の習得のため現任研修会に参加
成年後見利用支援事業	6件	成年後見制度の市長申し立てが必要な高齢者の審判に係る費用負担等について、令和6年度は、6件ありました。

家族介護用品助成事業	177人	要介護度4以上非課税世帯
家庭介護者慰労金支給事業	0人	要介護度4以上非課税世帯介護サービス未利用者
認知症サポーター養成講座	327人	18回（開始時からの累計 8,114人）

令和7年度：介護保険事業の運営の安定化を図るための各種事業を実施するとともに、高齢者及び現に介護をする者等に対して必要な支援を行います。

資料3

介護保険等運営協議会
令和7年11月6日開催

令和6年度

地域包括支援センター事業報告

1 活動実績

地域支援事業の4事業については、計画どおり実施しました。

(詳細は、「資料2 令和6年度地域支援事業の実施状況」参照。実績については、「2 相談実績等」参照)

(1) 総合相談支援業務

- ア 介護相談
- イ 実態把握

(2) 権利擁護業務

- ア 高齢者虐待防止事業
- イ 成年後見利用支援事業
- ウ 消費者被害防止事業

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 地区活動及び地域連携活動
- イ 関係機関との連携
- ウ 介護支援専門員への支援
- エ 広報活動

(4) 介護予防ケアマネジメント

2 相談実績等

相談件数(令和6年4月～令和7年3月末)

事業	地域支援事業													指定介護 予防支援事 業	合計
	包括的支援事業										総合事業				
業務	総合相談		権利擁護							包括的・継続 的 ケアマネジメント	その他	一般介護 予防事業	介護予防 ケアマネジメント		
	介護相談	実態把握	高齢者 虐待	成年 後見	消費者 被害	困難 事例	日自 相談	他権利 擁護	小計	ケアマネ支援 ※1					
中央包括	2,100	42	52	126	2	3	2	8	193	203	143	0	1,530	4,211	
北部包括	1,765	155	27	34	0	77	1	8	147	271	71	0	3,677	6,086	
南部包括	856	1	25	81	3	10	0	11	130	47	14	0	1,447	2,495	
3包括合計	4,721	198	104	241	5	90	3	27	470	521	228	0	6,654	12,792	
R5年度 3包括合計	3,755	126	92	147	0	113	13	22	387	314	226	24	7,165	11,997	
R4年度 3包括合計	4,546	65	86	106	0	119	1	23	335	467	221	0	7,378	13,012	

<相談実績に関する結果・傾向について>

- ・相談件数、権利擁護に関する相談ともに増加している。
- ・権利擁護業務については、成年後見市長申立ての件数が増加したことにより、その調整等のための相談件数が大きく増加している。

令和6年度 安曇野市中央地域包括支援センター歳入歳出決算書

歳入

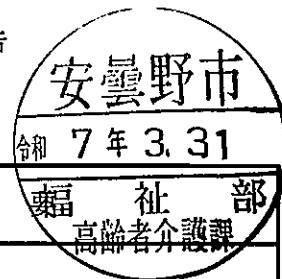
(単位：円)

科 目			収入額	備 考
款	項	目		
1保険料	1介護保険料	1第1号被保険者保険料	23,144,133	地域支援事業財源充当分
3国庫支出金		3地域支援事業交付金（新総合事業以外）	41,362,813	包括的支援事業・任意事業分
5県支出金		2地域支援事業交付金（新総合事業以外）	20,681,406	包括的支援事業・任意事業分
6サービス収入	1介護予防給付費収入	1介護予防防居宅サービス収入	22,224,300	介護予防サービス計画費収入
8繰入金		4地域支援事業繰入金（新総合事業以外）	20,681,406	包括的支援事業・任意事業分
合 計			128,094,058	

歳出

(単位：円)

科 目				支出済額	備 考
款	項	目	節		
3地域支援事業	2包括的支援事業・任意事業費	1包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 事業：地域包括支援センター運営事業	1報酬	12,792,166	会計年度任用職員報酬（介護支援専門員等5人分）
			2給料	15,205,500	一般職（保健師等4人分）
			3職員手当等	13,286,869	職員諸手当（一般職） 会計年度任用職員諸手当（介護支援専門員等）
			4共済費	4,555,822	職員共済組合納付金、公務災害（一般職）
			7報償費	10,000	講師謝礼
			8旅費	329,210	会計年度任用職員通勤費（介護支援専門員等）
			10需用費	365,856	事務用品、図書等 自動車用燃料（公用車）
			11役務費	25,200	損害賠償保険
			12委託料	57,535,660	地域包括支援センター業務委託料（北部、南部） 介護予防ケアマネジメント委託料（中央）
			13使用料及び賃借料	1,055,010	パソコン借上料等（北部） 自動車借上料（中央）
			18負担金補助及び交付金	2,274,585	主任介護支援専門員更新研修等 退職手当（一般職） 職員互助会（一般職）
小計				107,435,878	
4介護サービス事業費	1介護予防支援事業	1介護予防支援事業 事業：介護サービス事業費	12委託料	20,658,180	介護予防支援業務（予防給付分：中央）
小計				20,658,180	
合 計				128,094,058	



1 歳入

科目	歳入(単位:円)	摘
委託料	29,047,200	安曇野市からの委託料
介護予防支援介護料収入	19,537,080	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	9,292,460	
その他の収入	0	
合計	57,876,740	

2 歳出

科目	歳入(単位:円)	摘要
給料(臨時職員賃金含む)	19,639,185	職員9名(パート職員、派遣職員按分含む)
職員手当	4,792,134	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当
共済費	4,924,195	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金、厚生会、健康診断
人件費小計	29,355,514	
報償費	15,280	自立支援型ケア会議 講師謝礼
旅費・研修費	188,450	実務研修、職員研修
需用費	591,720	消耗品、車両燃料費、渉外費
業務委託料	19,729,739	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント委託プラン料
役務費	752,107	通信運搬費、印刷製本費
賃借料	701,184	コピー機リース料、車両リース料4台分
管理経費	116,395	水道光熱費(穂高支所按分)
損害保険料	90,240	リース車両任意保険他
会計間繰入金	715,000	法人総務課職員の人件費及び物件費
管理費小計	22,900,115	
当期末収支差額	5,621,111	
合計	57,876,740	



1 歳入

科目	歳入(単位:円)	摘要
委託料	20,181,000	安曇野市からの委託料
介護予防支援介護料収入	13,916,940	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	6,250,590	
その他の収入	0	
合計	40,348,530	

2 歳出

科目	歳入(単位:円)	摘要
給料(臨時職員賃金含む)	13,780,593	職員7名(パート職員、派遣職員按分含む)
職員手当	4,029,841	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当
共済費	3,976,492	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金、厚生会、健康診断
人件費小計	21,786,926	
報償費	25,280	講師謝礼、会議費
旅費・研修費	57,340	実務研修、職員研修
需用費	455,133	消耗品、車両燃料費、渉外費
業務委託料	14,104,948	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント委託プラン料
役務費	598,842	通信運搬費、印刷製本費
賃借料	582,120	PC-機、車両3台
管理経費	123,000	水道光熱費(三郷支所按分)
損害保険料	70,760	保険料、手数料
租税公課	64,000	
会計間繰入金	536,000	法人総務課職員の人件費及び物件費
管理費小計	16,617,423	
当期末収支差額	1,944,181	
合計	40,348,530	

資料4
介護保険等運営協議会 令和7年11月6日開催

介護予防支援事業及び第1号介護 支援事業委託先事業所の選定（追加） 等について

介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）をする場合の事務手続き（案）について

1. これまでの手続きの流れ

介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業の一部について委託する場合、安曇野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 14 条第 1 項第 1 号に規定する「委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため安曇野市介護保険条例（平成 17 年安曇野市条例第 138 号）第 13 条の 2 に規定する安曇野市介護保険等運営協議会の議を経なければならないこと」に基づき、受託を希望する指定居宅介護支援事業所からの要望があった場合、介護保険等運営協議会において承認をお願いしてきました。

2. 新規に居宅介護支援及び介護予防支援の指定を受けた場合の介護予防ケアマネジメントについて

令和 6 年 4 月 1 日より市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所は地域包括支援センターから委託を受けずに、利用者と直接契約してケアプランを作成できるようになりました。一方、第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）は地域包括支援センターからの委託が引き続き必要となっていることから、この両事業を短期間で行き来する利用者の事務手続きを円滑にする必要があります。このことから今後は新規に介護予防支援の指定を受けた場合、以下のルール（案）により介護保険等運営協議会の承認を待たずにみなしで包括から委託をし、介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成を可能とする運用に変更したいがどうか。

なお、その場合は直近の介護保険等運営協議会において報告します。

地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所へみなしで介護予防ケアマネジメントの委託を可能とするルール（案）

	内 容
①	指定介護予防支援事業所が介護予防支援・介護予防ケアマネジメント新規事業所研修等を受講済であること、又は直近の同研修を受けること
②	中立性、公正性を担保するため、必要に応じ市の指導及び担当地域包括支援センターからの助言に従うこと
③	適正なケアマネジメント業務が行われるよう、担当地域包括支援センターや各事業者との連携を密にすること

資料 4 - 2

介護保険等運営協議会
令和 7 年 11 月 6 日開催

令和 7 年度介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）
（案）について

「安曇野市介護保険条例」第 14 条第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 12 月 1 日付下記の
指定居宅介護支援事業所の選定について意見を求めます。

記

No.	業務委託	指定居宅介護支援事業所名 (運営法人)	内 容
1	指定介護 予防支援 事業及び 第 1 号介 護予防支 援事業委 託先事業	あがたケアサポート (合同会社三沢介護院)	所在地：松本市 事業所開設日：令和 7 年 9 月 15 日 内容：事業者が業務の受託を希望しており、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事するため、委託先として妥当である。

令和 7 年度介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）（案）

【補足資料】

指定居宅介護支援事業所（運営法人）	管理者の氏名（職名）	運営方針	サービスの特色	人員等	運営規程
あがたケアサポート （合同会社三沢介護院）	佐々木 美紀 （主任介護支援専門員）	<p>1 指定居宅介護支援事業は、利用者が要介護及び要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。</p> <p>3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努めるものとする。</p>	<p>当事業所は、「利用者ご家族の生活を第一に考えるケアマネジメント」を基本姿勢としています。ご本人の意思を尊重しつつ、ご家族の負担軽減にも配慮した支援を行います。</p> <p>特に 重度訪問介護（ALSを含む重度障害のある方）の支援実績が豊富であり、経験豊富なケアマネージャーによる安心・安全なサービス提供を行っています。医療機関や訪問看護との密接な連携体制を構築しており、医療依存度の高い方の在宅生活を継続できるようサポートしています。医療法人三沢医院には、併設して設置されています。</p> <p>また、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、地域ボランティアとの協働を大切にし、地域に根ざした支援を実践しています。</p> <p>今後も「安心して暮らせる地域づくり」に貢献しながら、迅速かつ柔軟に対応できるケアマネ事業所を目指します。</p>	介護支援専門員数： 常勤換算で 1人	別紙運営 規程参照

参 考
介護保険等運営協議会 令和7年11月6日開催

令和7年度 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業 業務委託事業所

令和7年10月1日現在

No.	指定居宅介護支援事業所名	〒	住 所	電話番号	開設日	ケアマネ数 (常勤換算)	指定介護 予防支援 事業	第1号介護 予防支援 事業
1	JAあづみ指定居宅介護支援事業所	399-8205	安曇野市豊科南穂高2728番地1	87-0380	H17.3.1	2.6	○	○
2	居宅介護支援事業所アイ・ユーほたか	399-8303	安曇野市穂高4563番地7	84-0202	H11.7.30	3.75	○	○
3	居宅介護支援事業所あず	399-8304	安曇野市穂高柏原1542-6	87-5272	H24.5.1	2	○	○
4	居宅介護支援事業所ケアマネあずさ	390-1702	松本市梓川梓1645-1	78-5814	H12.4.1	3	○	○
5	居宅介護支援事業所あづみの	399-8302	安曇野市穂高北穂高1716-1	81-1222	H12.3.1	7.7	○	○
6	安曇野赤十字病院居宅介護支援事業所	399-8262	安曇野市豊科5685	72-3170	H12.4.1	3	○	○
7	北アルプス医療センターあづみ病院居宅 介護支援事業所	399-8695	北安曇郡池田町大字池田3207-1	0261-61-1688	H12.4.1	4	○	○
8	あんずの木居宅介護支援事業所	399-8101	安曇野市三郷明盛1615 2F	50-7781	R6.4.1	2	○	○
9	オフィスリビング	399-8203	安曇野市豊科田沢4642-3	74-6312	R2.4.1	2.5	○	○
10	かぐや姫居宅介護支援事業所	399-8303	安曇野市穂高6071番地9	88-2803	R3.2.16	2	○	○
11	ケアプランセンターcarina五反田	141-0031	東京都品川区西五反田3-10-9	03-54968776	H27.2.1	2	○	○
12	ケアサポートきずな	399-8211	安曇野市堀金烏川5119番地	87-8016	H25.6.1	3	—	○
13	ケアプランわらわ	399-8204	安曇野市豊科高家5809-1	0263-71-2525	R6.3.16	4	○	○
14	居宅介護支援事業所こうしゅう松川	399-8501	北安曇郡松川村5650番地54	0261-61-1828	H16.7.16	3	○	○
15	居宅介護支援事業所こうしゅう穂高	399-8303	安曇野市穂高6571番地	87-7018	R3.6.16	2	○	○
16	居宅介護支援事業所こだま	399-8211	安曇野市堀金烏川1079-1	88-3550	H18.8.1	3	○	○
17	サクラケア松本店	390-1701	松本市梓川倭466-3	78-6311	H30.8.10	4	—	○
18	ケアプランニングオフィスさらん	399-8205	安曇野市豊科4021-9 レジデンス吉野1B	72-8806	H23.4.1	1	○	○
19	居宅介護支援事業所サルビア	390-1701	松本市梓川倭3234番地15	88-3026	H23.6.1	4.3	○	○
20	サンクス居宅介護支援事業所	399-8301	安曇野市穂高有明9990-1	88-6855	H19.1.1	4	○	○
21	塩原薬局	390-1401	松本市波田5445-4	92-2155	H16.4.1	1.5	○	○
22	ケアプランすみれ	399-8303	安曇野市穂高1380 はうすあづみA棟106号	87-8108	R2.11.1	1	○	○
23	居宅介護支援事業所たきべ野	399-8204	安曇野市豊科高家5090番地1	71-4132	H17.5.1	1	○	○
24	ケアプラン とまり木	399-8301	安曇野市穂高有明1836-2	87-8443	H30.9.1	1	○	○
25	居宅介護支援事業所とよしな	399-8205	安曇野市豊科5633-1	71-4624	H12.4.1	1	○	○
26	ケアプランなかむら	399-8304	安曇野市穂高柏原1425番地1	87-6588	R1.10.1	1	○	○
27	居宅支援センターふれあい	390-0842	松本市征矢野2丁目12番46号	27-1184	H15.4.1	16	○	○
28	ほっとひだまり	399-8204	安曇野市豊科高家781番1	73-2086	H26.5.16	2	○	○
29	居宅介護支援センターまがりっと	399-8102	安曇野市三郷温2195-1 カーサ ナガオ106	88-6990	H16.11.16	3.7	○	○
30	暮らし・ケア・IT までな	399-8205	安曇野市豊科2248-1	080-4891-5190	R5.9.1	1	—	○
31	居宅介護支援事業所わがや	390-0852	松本市島立2237-62	48-2335	H21.4.1	2	○	○
32	松本協立居宅介護支援センター	390-0817	松本市巾上9-26	35-6454	H11.7.30	9.78	○	○
33	孝明居宅介護支援事業所	399-8302	安曇野市穂高北穂高2531-3	82-1323	H12.5.8	1	○	○
34	安曇野市社協居宅介護支援センター	399-8205	安曇野市豊科4160-1	71-5735	H17.10.3	22	○	○
35	相談支援センター集	399-8205	安曇野市豊科2210-10	55-6829	H30.4.1	1.5	○	○
36	セントラルビオス	390-0874	松本市大手2-9-23	39-5888	H18.8.1	2	○	○
37	相澤居宅介護支援事業所あづみの	399-8303	安曇野市穂高787	31-3171	H26.4.1	5	—	○
38	安曇野南介護相談センター	399-8101	安曇野市三郷明盛1491	77-6776	H12.4.1	4	○	○
39	介護サービス百寿しが	399-7402	松本市会田4023-1	64-1131	H15.7.1	1	○	○
40	居宅介護支援事業所風を詠む	399-8201	安曇野市豊科南穂高442-7	71-3277	H21.6.1	1.3	○	○
41	居宅介護支援事業所 和	399-8205	安曇野市豊科5179-1	72-2884	H19.7.1	2	○	○
42	ふれあい介護サービスセンター居宅介護 支援事業所	380-0813	長野市大字鶴賀緑町1714-5	026-225-0303	H11.7.30	6	○	○
43	ケアオフィスウィッシュしおじり	399-0702	塩尻市広丘野村2050-10	0263-50-5161	H23.5.1	1.5	○	○
44	居宅介護支援事業所日々輝	390-0848	松本市両島13-33	50-9783	R6.3.16	1	○	○
45	松本福祉センター	390-0874	松本市大手4-10-16	88-3090	R3.3.1	4.25	○	○
46	穂高病院 居宅ケアプランふるる	399-8303	安曇野市穂高4303-1北棟2階	31-6811	R7.7.1	2	—	○
47	あんずの木松本居宅介護支援事業所	390-1243	松本市神林2660-10 フレグランスミム203号	88-7900	R7.9.1	2.4	—	○
48	一之瀬居宅介護支援事業所	390-0852	松本市島立 2100-2	48-6601	R7.3.9	2	○	○

No.12、17、31、38、47、48は指定介護予防支援事業所のため、業務委託の必要はありません。

安曇野市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画の策定について

1 計画の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づき「市町村介護保険事業計画」を、3 年間に 1 度、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として一体的に策定する。

2 計画の期間

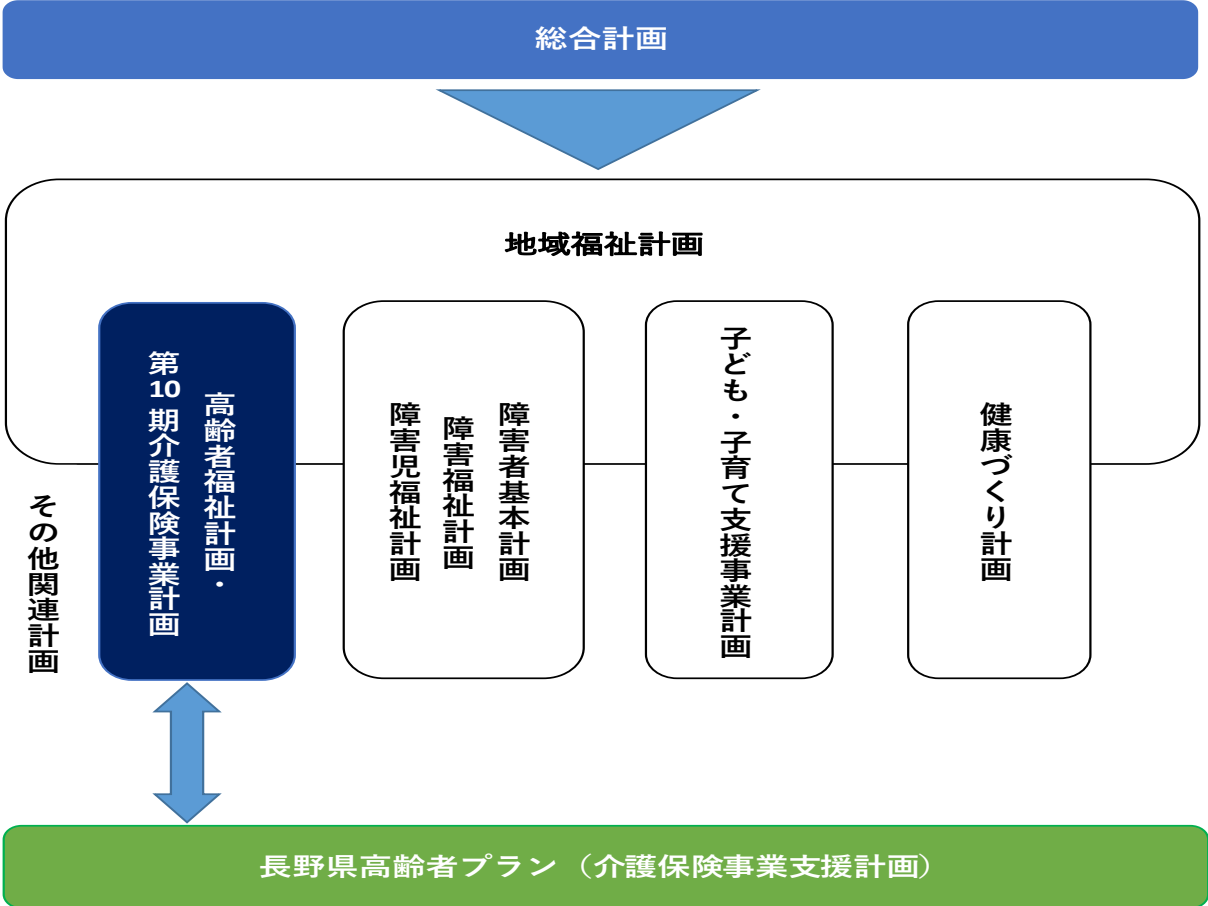
第 10 期：令和 9 年度～令和 11 年度

3 高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画の位置づけ

第 9 期介護保険事業計画同様に、当市のまちづくりの基本となる「安曇野市総合計画」、地域福祉の将来像を示した「安曇野市地域福祉計画」、健康づくりの指針である「安曇野市健康づくり計画」等の計画との調和を図るとともに、長野県高齢者プラン（第 10 期介護保険事業支援計画）等も踏まえて策定する。

また、当計画は**認知症基本法**に基づく「**市町村認知症施策推進計画**」を兼ねて策定する。

○位置づけ



4 令和7年度における計画策定に向けた取組

(1) 各種調査の実施

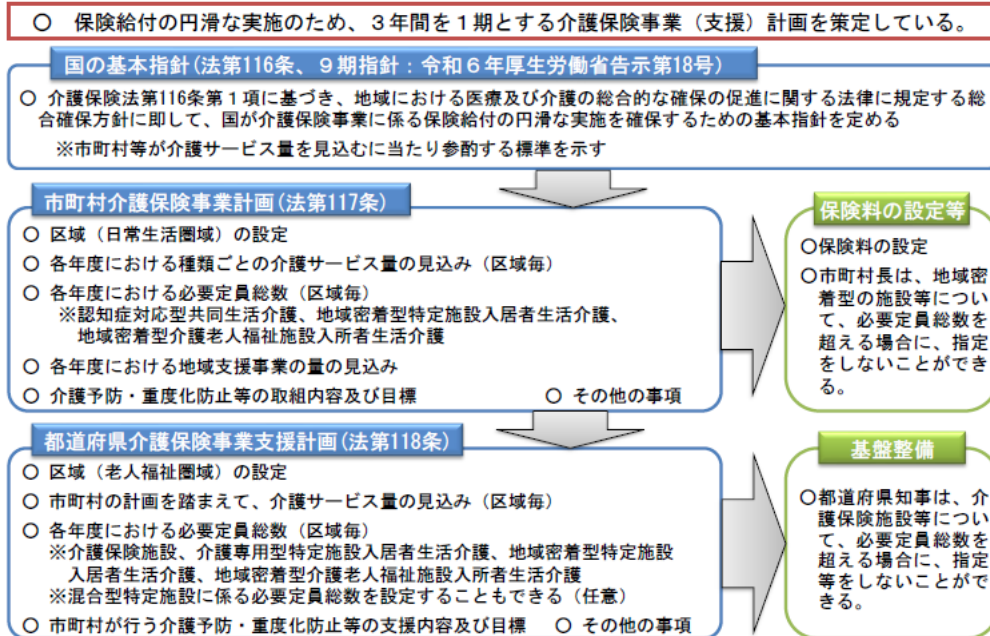
計画策定のための分析、準備として、以下の調査の実施をする。

名称	内容	対象者	実施時期予定
高齢者実態調査 (居宅要介護・要支援認定者分)	高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する意向を調査するとともに、家族介護者の意識、実態等を把握する。	2,000名	11月下旬から12月下旬
高齢者実態調査 (元気高齢者分)	高齢者の生活実態や介護に関する意識等を調査する。	1,000名	11月下旬から12月下旬
在宅生活改善調査	現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討する。	市内居宅介護支援事業所、小多機、看多機事業所	1月下旬から2月下旬
介護サービス参入意向調査	計画における介護サービス見込量及び介護サービス基盤整備のために、参入意向を把握する。	市内で介護サービス事業を予定している事業者	1月下旬から2月下旬

○参考資料

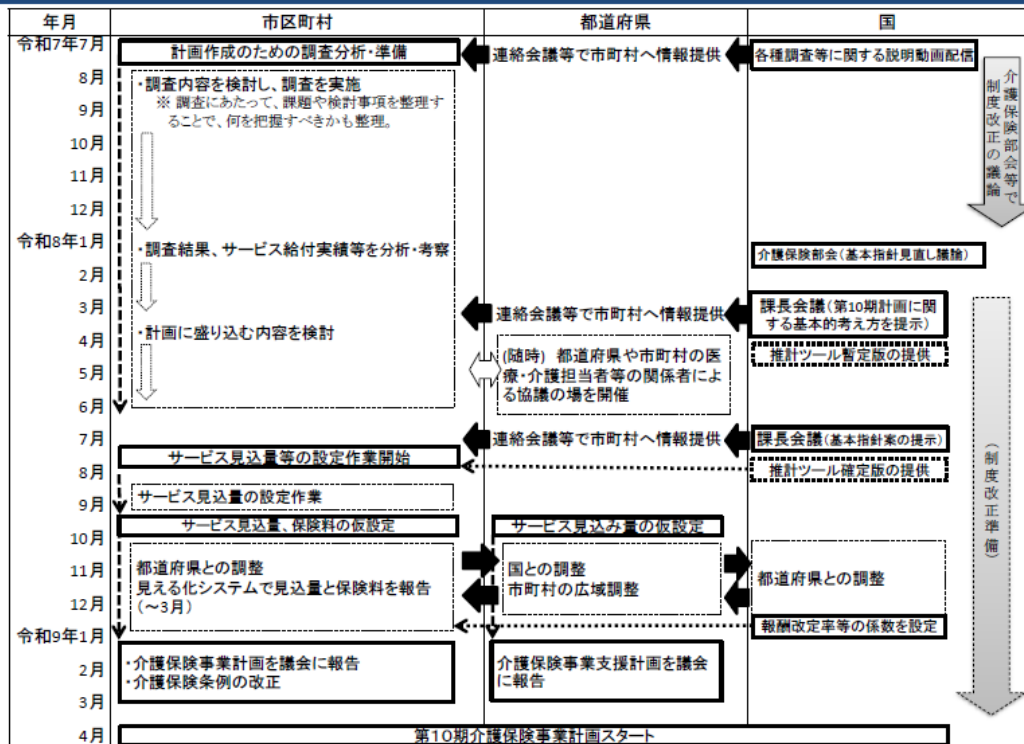
第10期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会（令和7年8月8日書面開催）より抜粋

介護保険事業(支援)計画について



11

第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール



27

第 9 期介護保険事業計画に基づく介護サービスの基盤整備の進捗状況について

1 令和 7 年度 基盤整備の進捗状況

(1) 募集した介護保険サービス事業等

安曇野市が「指定候補事業者」(サービス事業者)を選定するもの

○特定施設入居者生活介護(混合型)

床数: 16 床 募集地域: 市内全域

(2) 募集期間

令和 7 年 5 月 19 日(月)から令和 7 年 6 月 20 日(金)

(3) 公募への応募申請状況

応募なし

(4) その他

再募集はせず、第 10 期介護保険事業計画を検討する中で今後の施設整備を検討していく。(新設開所予定が令和 8 年 4 月のため、再公募しても開所が間に合わないため)